

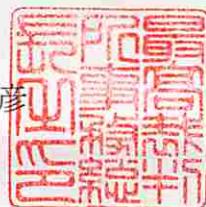
最高裁秘書第4217号

令和元年8月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月27日付け（同月28日受付、最高裁秘書第2945号）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年4月15日付け広島家裁総第382号「裁判事務の分配等の定めについて（平成6年7月22日付け最総一第182号に基づく報告）」（片面で6枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(高等裁判所経由)

広島家裁総第382号

(組ろ-02)

平成31年4月15日

最高裁判所事務総局総務局長 殿

広島家庭裁判所長 吉村典晃

裁判事務の分配等の定めについて

(平成6年7月22日付け最総一第182号に基づく報告)

「平成31年度裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序並びに開廷日割」は、別添のとおりです。

平成 31 年度

裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支え
があるときの代理順序並びに開廷日割
(平成 31 年 4 月 1 日一部変更)

広島家庭裁判所

第1 裁判事務の分配

- 1 本庁又は各支部（三次支部を除く。）が受理した事件は、それぞれ本庁又は各支部に配置された裁判官があらかじめ申し合わせた分配に従い、事件の区分ごとに、受理の順序に従って、各裁判官に分配する。ただし、裁判官の差し支え、繁忙状況、関連事件の係属等の相当な理由がある場合には、申合せをすべき裁判官の協議により異なる分配をし、あるいは分配換えをすることができる。
- 2 三次支部における裁判官の合議体で取り扱う事件（以下「合議事件」という。）に関する事務は本庁において取り扱い、尾道支部における合議事件に関する事務は福山支部において取り扱う。
- 3 事件の回付についての特則
本庁又は支部において事件の配てんを受けた裁判官が、事件を回付しようとするとき、次の場合については、広島家庭裁判所裁判官会議規程第5条の定めにかかわらず、常任委員会の議を経ることを要しないものとする。
 - (1) 合議事件について、三次支部の事件を本庁に回付し、尾道支部の事件を福山支部に回付する場合
 - (2) 本庁又は支部の裁判官が、その担当事件を、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則（昭和22年最高裁判所規則第14号）第2条に従った管轄（支部においては同条の定める管轄を、本庁においては広島家庭裁判所の管轄のうち同条の支部に定められた管轄外のものをいう。）に属することを理由として、当該本庁又は支部に回付する場合
 - (3) 関連する事件が、本庁又は支部に分かれて係属している場合において、当該事件を担当する各裁判官がいずれも各事件を併せて

担当することを相当と認めたことを理由として、どちらか一方の本庁又は支部に回付する場合

(4) 少年保護事件につき、その担当事件を、当該少年の住所、居所、現在地が(2)の管轄区域内に存することを理由として、当該本庁又は支部に回付する場合

第2 裁判官の配置

1 本 庁

判事 (所長)	吉	村	典	晃
判事	森	岡	礼	子
判事	嘉	屋	園	江
判事	西	田	祥	平
判事補 (特例)	林		漢	瑛
判事補 (特例)	藤	根	康	平
判事補 (特例)	豊	岡	慎	也
判事 (職務代行)	増	田	純	平

2 吳 支 部

判事 (兼・支部長)	曳	野	久	男
判事 (兼)	伊	藤	隆	裕
判事補 (特例)	山	口	貴	央

3 尾道 支 部

判事 (兼・支部長)	木	村	哲	彦
判事	竹	内	る	い
判事補 (特例)	藤	根	桃	世

4 福 山 支 部

判事 (兼・支部長)	太	田	雅	也
------------	---	---	---	---

判事（兼）	安西	二郎
判事（兼）	東根	正憲
判事補（特例）（兼）	高橋	有
判事補（特例）	横山	寛
判事補（兼）	松浦	佑樹

5 三次支部

判事（兼・支部長） 齊藤 敦

第3 裁判事務の代理順序

- 合議体の裁判長に差し支えがあるときは、本庁、呉支部及び福山支部のいずれにおいても、「第2 裁判官の配置」において配置された裁判官が、同記載の配置順序に従って順次代理する。
- 本庁又は支部において、事件の分配を受けるべき裁判官又は受けた裁判官に差し支えがあり、当該本庁又は支部において代理することができないときは、以下に記載した裁判官が代理することとし、その順序は代理すべき裁判官の協議によって定める。

(1) 本庁における差し支えの場合

ア 判事（兼） 杉本 正則

イ 判事（兼） 松本 英男

ウ ア及びイのいずれの裁判官も差し支えの場合は、その他の、広島家庭裁判所を兼務する広島地方裁判所本庁刑事部に配置された裁判官

(2) 呉支部における差し支えの場合

本庁に配置された裁判官

(3) 尾道支部における差し支えの場合

ア 福山支部に配置された裁判官

イ 本庁に配置された裁判官

(4) 福山支部における差し支えの場合

ア 尾道支部に配置された裁判官

イ 本庁に配置された裁判官

(5) 三次支部における差し支えの場合

本庁に配置された裁判官

第4 司法行政事務の代理順序

- 1 所長に差し支えがあるときは、「第2 裁判官の配置」により本庁に配置された所長を除く裁判官（職務代行裁判官を除く。）が、同記載の配置順序に従って順次代理する。
- 2 吳支部、尾道支部及び福山支部においてそれぞれ支部長に差し支えがあるときは、「第2 裁判官の配置」により当該各支部に配置された支部長を除く裁判官が、同記載の配置順序に従って順次代理する。
- 3 三次支部において支部長に差し支えがあるときは、「第2 裁判官の配置」により本庁に配置された所長を除く裁判官（職務代行裁判官を除く。）が、同記載の配置順序に従って順次代理する。

第5 開廷日割

本庁又は各支部における開廷日割は、本庁又は各支部内において、それぞれ本庁又は各支部に配置された裁判官があらかじめ定めるものとする。